

台湾における2018年「国家言語發展法」制定の言語政策的意図 —バイリンガル国家構想との関連について—

藤井久美子^{*}

台湾2018年制定「國家語言發展法」的目的 —與雙語國家政策的關連—

藤井久美子

1. はじめに

「国家言語發展法（國家語言發展法）」は2018年にできた台湾の言語法である¹⁾。2018年12月25日に立法院で可決、成立し、翌年1月9日に施行された。国家語（国家語言）を定めたものとしては台湾初の法令である。これ以前、台湾では「国語」の普及拡大のために1973年に「国語推進法（國語推行辦法）」が公布されたことがある。1945年に日本の敗戦とともに植民地統治が終わり、国民党による支配が始まってからは、「国語」は国家統一の象徴として絶対的存在であった。したがって「国語推進法」は、国民党政権が改めて「国語」の独尊的地位を知らしめるためのスローガンの法令であった。その後の動きについては、拙稿（2007a）（2007b）でも明らかにしたように、1990年代になると人々の言語に対する意識・姿勢に変化が生じ、20世紀末から21世紀初頭にかけては言語法制定の動きが盛んになった。背景には、学校教育などでも見られたように、台湾社会の台湾化・土着化が顕著になったことや、与党が中国大陸からきた国民党から台湾で生まれた民主進歩党（以後、本稿では民進党とする）に交代したことなどがある。2003年になって「国語推進法」が廃止されると、同日に「言語平等法（語言平等法）」の草案が公にされた。これは20世紀末以降に考案されていた3つの言語法草案をまとめて整理したようなものである。「言語平等法」を基にその後もいくつかの草案が公表されたが、いずれも成立には至らず、2008年に総統が民進党から国民党に代わると言語法制定の動きも一旦休止した。しかし、2016年に現総統の蔡英文が総統に選出され、民進党政権が再度誕生すると、言語法制定の動きもふたたび加速した。こうして2018年末に制定されたのが「国家言語發展法」である。

「国家言語發展法」は名称の通り、「国家言語」の發展を規定する法律であるが、「国家言語」が具体的に何語を指すのかという点やその名称については明らかにされなかった。また、国家²⁾が目指す言語の發展とはどのようなものなのかについても明解とは言えない。それならば本法

^{*}宮崎大学多言語多文化教育研究センター

がいくつかの点を将来的課題として残した理由はどこにあるのであろうか。これまでのように草案のままではなく公布に至ったのであるから、当然のことながら、言語政策の一環として台湾が目指す国家形態を実現するための政策的意図が込められたと考えるべきである。そこで、本稿では、まず本法が制定されるまでの歴史を再考した上で、制定、施行によって明らかになる台湾の言語政策を述べ、さらには、台湾が本法の公布を通して国家としてどのような将来図を描いたのかまでを考察の対象としたい。

なお、本稿に先立つ筆者自身の論稿が複数存在する³⁾ので、必要な箇所ではそれらをまとめつつ、新たに考察を進める。

2. 21世紀初頭までの言語政策の動き

現在の台湾が国名として称する中華民国では、建国以来、建国の父とも呼ばれる孫文によって「国語」には国家統一の象徴という役割が与えられていた。そこで、国内外から生じる国家的危機においては国家統一を強化するためのシンボリック的存在として「国語」が絶対視されてきたのである。但し、確認しておかなければならないことは、中華民国建国当初は日本の「国語」思想を利用しようとしただけで、中華民国では「国語」の実態はまだ定まっていなかった。イメージ先行の「はじめに国語ありき」と言ってよい言語政策が進められたのである。

他方、日清戦争の後に1895年に日本に割譲された台湾では、日本から持ち込まれた「国語」(日本語)の普及が図られ、戦争末期の1944年には日本語理解率は71%に達していた⁴⁾。しかし、1945年日本の敗戦によって台湾は中華民国領土となったことで、「国語」の中身は日本語から中国語(標準中国語)へと置き換わった。「復興基地」となった台湾では中華民国時代からの言語政策が引き継がれ、「国語」と呼ばれる標準中国語が国家語として重視された。社会の中国化が強力に進められる中では言語管理も厳格に進められたのである。そうした状況下で1973年1月に制定されたのが先述した「国語推進法」である。「国語独尊」体制を象徴するこの法令は、台湾が民主化・台湾化する中で2003年に廃止されたが、それまでは台湾社会が「国語」に象徴される「中国」を代表するものであることを強力に示すものとして機能していた。法令の内容を分析してみると、「国語」普及のために「…できる」「…しなければならない」「…すること」という条文が並んではいるが、実態としてはすでに実施されていることを含んでいたり、また、そうでない場合には具体的にどう実施、実現するかについて全く述べられていないなど、罰則規定のない心得や訓示の類のようなものとも受け取れる。こうしたことから、「国語推進法」は「国語」の地位を確定・確認するためのものであって、実質的な意味は持たなかったと考えられる。

1945年5月に発令された戒厳令が1987年7月に解除されると、台湾社会の民主化・土着化は急速に進展した。言語政策においても外来の「国語」以外の言語を尊重すべきであるとの主張が強まり、2000年に民進党から初めての総統(陳水扁氏)が誕生すると、多言語状況を容認するような言語法制定が具体化するようになったのである。

3. 21世紀初頭にみられる言語法制定に向けた動き

「国語」以外も社会的に容認されるような多言語社会は望ましい状況であるはずだが、実際

には多言語の容認が進展する中では新たな問題が生じることとなった。言語間に横たわる格差の顕在化である。調査によっても若干数値は異なるが、一般的には、台湾の総人口の約 75% が閩南語系の言語を母語としていわれている。閩南語系に次ぐ話者数を持つ客家語系の母語話者率が約 15%であることを考えると、閩南語系は圧倒的に優位な地位を占める。そのため、閩南語系話者と客家語系話者との間でさまざまな軋轢が生じることとなり、母語維持運動に対しても両者の間では温度差が生まれた。加えて、1990 年代以降、台湾社会でその存在が見直されるようになった言語にオーストロネシア語族の言語がある。公的に「原住民（族）」と呼ばれる先住少数民族の言語で、漢語とは全く異なる系統を持つ。1990 年代には世界的に先住民の権利拡大や消滅の危機に瀕する言語に対する保護の動きが進展したことから、こうした潮流の影響は台湾にも波及し、社会の民主化と合わせて「原住民諸語」の容認が進んだ。このように、「国語」を除く 3 つの言語グループは異なる背景の中でそれぞれの言語の公的地位向上のための活動を進めたが、それらがやがて 21 世紀初頭に見られる言語法制定に向けた動きにつながるのである。

表 1 では 21 世紀初頭に草案が示された言語法を一覧にまとめた。そもそも、現在の言語法につながる最初の案は 1983 年に教育部が起草した「言語法（語文法）」である⁵⁾。上述したように、1990 年代には先住民言語の保護は世界的潮流であったことから、台湾でも 1996 年に他に先んじて「原住民族言語發展法（原住民族語言發展法）草案」が発表された。

表 1 21 世紀初頭の台湾における言語法草案の一覧表

公表日	言語法名	条文数
1996. 12	「原住民族言語發展法（原住民族語言發展法）草案」	全 21 条
2001. 6	「言語公平法（語言公平法）草案」	全 20 条
不明	「言語文字基本法（語言文字基本法）草案」	全 18 条
2003. 2	「言語平等法（語言平等法）草案」	全 25 条
2003. 9	旧「国家言語發展法（國家語言發展法）草案」	全 20 条
2004. 5	「言語基本法（語言基本法）草案」	全 13 条
2007. 5	新「国家言語發展法（國家語言發展法）草案」	全 9 条

表の中でも存在感を示すのは、条文が広く知られ、また「国語推進法」の代替としての位置付けを持つ 2003 年 2 月の「言語平等法」である。但し、「言語平等法」の条文については、中川（2009）でも言及されているように、改訂が行われたことで草案には複数の版がある。中川（2009）は鄭良偉の下で作成された 25 条と拙稿（2003）が発表したものを示している⁶⁾が、本稿では、拙稿（2003）について説明を加えたい。拙稿（2003）で取り上げた「言語平等法」の出典は施正鋒（2005）である⁷⁾。施は言語法制定までの流れを「試案作成『客家語發展法草案』（研訂『客家語言發展法草案』）」としてまとめた。この中では、タイトルになっている「客家語發展法草案」の他にも、付録四で「言語平等法草案」が、さらには、付録一「言語公平法草案」、付録二「言語文字基本法草案」、付録三「原住民族言語發展法」草案、付録五「国家言語發展法草案」（2003 年版）を見ることができる。

「国語推進法」に代わり、それまでの言語法案を総括する形で作成された「言語平等法」で

あるが、2003年2月に発表されてから間もない同年9月には「国家言語発展法」(2003年版)へと変化した。その理由としては、「言語平等法」は教育部で考案されたが、当該法は教育の問題にとどまらず文化の保存・伝承に関わるものであるから、行政院文化建設委員会で管轄する方が良いと考えられたようで、そこで、行政院にあった原住民族委員会及び客家委員会とも検討した上で、改めて「国家言語発展法」として審議されることになったのである。

この間、法令制定を通して目指されたのは、①従来の「国語」独尊体制からの脱却と「国語」の「華語」への名称変更、②台湾の多言語状況に対する積極的な容認と保護、③台湾の先住民言語に代表される中国大陸とは異なる台湾独自の言語状況の明示、の3点であった。加えて、管轄が行政院に移ったことから明確になるのは、この段階で言語法制定は台湾においては教育の問題にとどまらず、社会のあり方そのものに関わるという認識で捉えられていたことであろう。文化建設委員会では、2004年5月に改めて「言語基本法(語言基本法)」の草案が発表され、さらに2007年5月になると、新たな「国家言語発展法」の草案が発表された。これは行政院の閣議を通過し、立法院での成立が待たれる状態にまで至った⁸⁾。しかしながら、2008年に政権与党が民進党から国民党に移ると、民進党政権下で進展していた一連の言語法制定の動きは停止してしまっただけである⁹⁾。

4. 「国家言語発展法」¹⁰⁾の制定、施行

台湾で言語法制定の動きが再加速するのは、2016年に民進党から再び総統が誕生した後である。8年ぶりに民進党が政権与党となると、2017年7月に現「国家言語発展法」の基になる草案が発表された。草案発表と同時に、20日間ではあるが一般から意見や修正提案などが募集され、公聴会の開催も告知された。そうして、「国家言語発展法」は最終的には2018年12月25日に立法院を通過して制定され、2019年1月9日に公布、施行された。条文が広く知られている最初の草案である「言語平等法草案」発表から16年余りを要した。

現「国家言語発展法」は草案が発表されてから約1年半で制定されたが、この間に修正が行われ、条文数だけを見れば、草案では全16条であったものが公布された法令では全18条となった。単純に2条分の内容が増加したとは言えないが、うち1条は、草案にはなかった「国家言語発展会議(國家語言發展會議)」の設置(第5条)である。また、第2条で管轄機関を明示したことも特に指摘しておきたい。

台湾の言語法(草案)では、従来、まず第1条で立法目的が示され、第2条で用語の定義、すなわち「国家語言」とは何であるかなどが示されることが多かった。用語の定義が第3条で示されたのはこれまでは「言語基本法」だけであった。この「言語基本法」では、第2条で管轄機関が明確化されたが、「国家言語発展法」でも草案では第4条で示されていた管轄機関が第2条の条文で示されている。第3条での「国家語言」に対する定義づけより前に第2条で管轄機関を規定したことは、「国語推進法」などのスローガンの法令、「実施なき政策宣言」¹¹⁾とは異なることを明示するものである。実行性を担保するために第5条では「国家言語発展会議」の役割等が明確化され、さらには、1月の本法施行後には同年7月に「国家言語発展法施行細則」も施行された。「施行細則」第4条では「国家言語発展会議」の開催の頻度や会議で検討すべき事項などが具体的に示されている。他には、管轄機関を文化部としたが、これは中央政府においては2012年に行政院にあった文化建設委員会が昇格してできた部署である。文化部が担

う、ということは、先にも述べたように「国家言語」の検討は教育部を超えて国家全体で議論すべき事項であると考えられていることを示しているのである。但し、教育面は変わらずに重視されており、「国家言語」としたことで、学齢前の幼児を含めて「国家言語」の学習機会を保障したり、十二年国民基本教育の各段階において教育部指定カリキュラムに含めたりすることが明確に定められた。

さらに「国家言語発展法」について述べておきたいことは、管轄機関である文化部が発表した本法に関する「Q&A」¹²⁾でも説明されているように、この法令が「先住民族言語発展法」と「客家基本法」の二つの法令と関連しているということである。21世紀初頭に言語法制定の動きが連続した際も、エスニックグループそれぞれが各言語の公的地位向上のための活動を進めたが、今回も、国際的潮流の後押しが強く、さらには台湾社会の独自性を示すことのできる先住民の言語法がまず制定された。その後、エスニックグループナンバー2の客家語系住民の言語に関する法令ができ、そうして最後に、国家の言語全体に関する法令ができるという順をたどっている。「Q&A」においても、「『国家言語発展法』と『先住民族言語発展法』『客家基本法』の関連性は何ですか？」という問いに対し、「相互支持を原則として、伝承の危機に直面する全ての国家言語を保障することです」との回答がなされ、さらに、次のような説明も加えられた¹³⁾。

「先住民族言語発展法」が2017年6月に、「客家基本法」改正法が2018年1月に公布、施行されたため、先住民族の言語と客家語は「国家言語」と明確に定められましたが、先住民族の言語と客家語以外の「国家言語」については、復興や保存に関する法的根拠がありませんでした。台湾社会の多様な言語文化と各エスニックグループの言語の共栄発展を保障するため、文化部（文化省）は特別に「国家言語発展法」を制定し、台湾固有のエスニックグループそれぞれの自然言語と台湾手話が全て、平等に復興・発展できるよう、国家言語政策の全体的な基本方針を定めました。

このように、「国家言語発展法」は、台湾の歴史的言語状況を踏まえた上で将来にわたって国家、国家の言語のあり方を担い、また、そのための実行性を伴う法令として制定されたといえるのである。

5. 「国家言語」とは何か

「国家言語発展法」の制定、施行については、歴史的経緯も含め、ここまでで明らかにしてきた。そこで、次には、台湾において「国家言語」とは何かについて検討したい。「国語」「華語」を含め「国家言語」という用語の歴史については、拙稿（2007a）に詳しいので、ここではこれを基に論を進める。

拙稿（2007a）は、教育部が紙媒体で刊行していた『教育部公報』の分析を通して台湾の言語政策を考察したものである。『教育部公報』は1975年から2004年まで発行されたが、台湾では教育を通じた言語普及が重視されていたことから、本公報は言語政策、言語教育政策を検討するのに適した資料と考えた。

『教育部公報』の中で「国家語言」につながるものとして注目したいのは、1990年7月発行

の第187期に記された「国家を代表する共通の言語(代表國家之共同語言)」という言葉である。政令の一つである「教育部書函 中華民國79年5月25日臺(79)國字第24031號」で次のように用いられた。

世界各国をみても、等しくその国家を代表する共通の言語を有しており、もって国家の尊厳と民族文化の共通した特徴を明示している。政府は各地の方言に対して決して禁止しているわけではなく、人々は日常生活を通して各種の方言を学ぶことができるのである¹⁴⁾。

これとほぼ同じ表現が、1996年6月に教育部から出版された『第6次中華民國教育年鑑』の第4章第6節「郷土言語教育の研究(郷土語言教育之研究)」の冒頭部分に出てくる。上記引用箇所と同じく「…特徴を明示している」の後に、領土の大きさや人口の多さ、また、各地の方言の多さ・複雑さなどを述べて、「(だからこそ)国語をわが国民が共通で使用する言語(「國民共同使用之語言」)となすのである」と続けた¹⁵⁾。

『教育部公報』第187期と『第6次中華民國教育年鑑』の記述についての検討で気づくことは、この時代「国語」はまだ中国大陆を含む中華民國の共通語たる存在であると考えられていたということである。そこで、中華人民共和国の「普通話」のように、独尊ではなく言語使用において「共通性」が担保できることを重視し、「共通の言語(共同語言)」という概念が生み出されるようになったと考えるのである。これまでも述べてきたように1990年代以降、台湾社会は大きく変貌した。社会が民主化すると共に、人々の言語使用・言語環境にも大きな変化をもたらされ、「共通の言語(共同語言)」にも次の段階をもたらされた。

2001年3月に発行された『教育部公報』第315期では、「教育世情ダイジェスト」欄(前月の動向を示す)に次のような文脈で「国家語言」という言葉が出現した。

曾部長¹⁶⁾は国語会(国語推行委員会)は役割を拡大して「国家語言」政策の制定機関とすべきであると表明した。また、中国語(中文)の音標(表音記号)については国際化を考慮する必要がある、場合によっては「台湾版漢語拼音」を制定することもできるが、郷土語言については国際的連携は考慮に含めずともよいとの指摘を行った。

かつて筆者はこの箇所について、「国語推行委員会」の役割拡大により、固有名詞であった「国語」を「国家語言」を意味する語彙へと変化させて普通名詞化することで、特定の言語を指すがために「国語」に付与されていたイデオロギーを取り除くことが試みられたのではないかと分析した。包含する概念を明確に区別するために、あえて英語語彙を用いてこの記述を分析し、この時点で「国語」は“Mandarin”¹⁷⁾から“national language”へと変貌したと述べた。こうして「国語」は中国大陆を含めた国家の統一や中華文化継承の象徴であるという特定のイデオロギーからは解放されたが、今度は改めて「台湾」社会統合の道具としての役割を果たすことになったと考えたのである。実際、これ以降、『教育部公報』には、“Mandarin”である「国語」と“national language”である「国語」とが混在するようになってくる。また、「国語」が一義的でなくなったために、“Mandarin”である「国語」を称するのに、別の言葉が用いられるようにもなった。それが「華語」である。

そもそも「華語」は、中国・台湾を除くシンガポールなどの中国語圏で“Chinese”や“Mandarin”を意味する言葉として用いられていた。それが、2002年7月発行の第326期では、「華語文發展委員会の成立を決定し（中略）外国籍の人々や華僑学生が台湾に来て華語を学習したり、進学を承認したりする場合の根拠とする」というように、台湾でも使用され始めた¹⁸⁾。ただ、この頃は「華語」はまだ外国（人）向けの用語として用いられていただけである。しかし、第331期（2002年7月）になると、国内に向けて「華語」が使用されているのを見出せるだけでなく、同じ号に「華語」以外にも「中文」や「国語」など中国語を指す複数の言葉が見られるようになるのである。2002年度『教育部公報』の記述からは、こうした呼称の揺れが「国語」に加えて「郷土語言」にも生じていることを指摘した。

この時期には2003年2月に発表された「言語平等法」の草案が検討されていたことが『教育部公報』からわかる。第332期（2002年8月）では、7月11日の欄に「できる限り速やかに『言語平等法』の立法化を推進することを決議した」とあり、翌12日分には「教育部は2ヶ月以内には『国家言語文字平等法』の草案を提出し、法的に国語、閩南語、客家語、および原住民語が等しく「国家言語」の地位を確立することを推進する」と書かれた。この中では「国語」が指す内容は再び固有名詞である“Mandarin”に回帰しているが、それよりも注目すべきは言語法の名称である。12日の欄の方には、「言語平等法」にはなかった「国家」という言葉が出現しているのである。但し、翌年2月に正式に言語法の草案が発表されると、名称から「国家」と「文字」は消えていた。

言語法制定の動きは学校教育カリキュラムの改変及び教科名の議論と関連しており、台湾で中国標準語を「国語」「華語」のどちらで呼ぶかは継続的に検討されていた¹⁹⁾。『教育部公報』の中でも「国家言語」と「国語」「華語」が併用される場合があった。2003年2月の第338期には国語推行委員会委員の専門についての言及があるが、「華・閩・客と原住民の各言語および言語文化政策などの領域」と書かれていた。前述したように、第315期（2001年3月）の段階で、国語推行委員会が「国語」に限定しない「国家言語」政策管轄機関へと変貌したことで、「国語」という表現は国語推行委員会の中でも徐々に用いられなくなっていたのである。このことを裏付けるように、第339期（2003年3月）では、国語推行委員会の業務について、次のような記述が存在する。

国語推行委員会は『語言平等法』草案を審議、通過させ、華語・台語・客語・原住民語など14種の言語を等しく「国家言語」として明確に定めた。さらに、各種の国家の言語は一律に平等であるから、政府はいかなる言語と文字の使用に対しても公権力によって禁止あるいは制限をしてはならない。長年、華語のみを尊重して国語としてきた制度を打破するのである。（傍点は筆者）

上記の傍点部分の原文は「獨尊華語爲國語」である。短いフレーズの中に「華語」と「國語」という2つの用語が同時に出てきており、ここでは“Mandarin”である「華語」に対して「国語」は普通名詞の“national language”になっているといえる。とはいえ、同じ第339期には、「当面、公用語は依然として国語であり…」という大臣の弁も掲載されており、やはり「国語」という言葉が何を指すのかにはまだ決着がついていないと考えられるのである。

「国家語言」という言葉の歴史、使われ方を検討していると、上述した「国語」「華語」にと

どまらず、台湾固有の言語の中で呼称が固定、定着していないものを含め、相互に関連して議論が行われていることがわかる。つまり、台湾においては、言語の呼称についての議論はその言語を使用する人々の社会的地位やエスニックグループが果たす社会的役割、さらには、台湾という国家そのもののありように関わる問題として認識されていると考えるのである。

6. 「国家言語」の確立と英語の地位向上

2000年代以降、台湾固有の言語に対し、政策の場では「国家言語」という言葉が用いられるようになり、それが広がって2018年には「国家言語発展法」という法令の名称にも取り入れられるようになった。では、台湾固有の言語である「国家言語」の発展は、将来的に台湾社会にはどのような変化をもたらすのであろうか。本章では、台湾固有の言語が「国家言語」などの名称で存在が確立されるのと同時に生じた英語の地位向上について考察することで、台湾が本法の公布を通して国家としてどのような将来図を描こうとしているのかについて言及したい。

前章では『教育部公報』の中で初めて「国家言語」という言葉が用いられた第332期（2002年8月）を示したが、同じ号の「教育世情ダイジェスト」欄には英語についても注目すべき記述がある。

「挑戦 2008 年国家発展計画—E 世代の人材養成計画（挑戦 2008 國家發展計劃—E 世代人才培养計劃）」総合シンポジウムでは、全国民の英語能力の向上、オンライン学習の構築、活力ある若者の育成、生涯学習社会の樹立をテーマに部会を越えて研究討論を進めた。（中略）全国民の英語能力向上に関しては、6年以内に全国の全ての表示を中国語と英語を対照させたものに変えて英語の生活環境を整え、公務員の英語能力を向上させ、各種試験の規則を見直して英語を加えることで英語能力レベル検定方式を採用し、公務員試験を受験する資格条件とする。そして、6年以内に英語を公用語に準ずる存在にまで昇格させるという目標を達成する。

英語を一外国語として尊重するだけでなく、「国語」に次ぐ準公用語（「準官方語言」）にしたいというのである。なお、文中に出てくる「挑戦 2008 年国家発展重点計画（挑戦 2008：國家發展重點計劃）」²⁰⁾は2002年に行政院が発表した国家目標で、2008年までに国家が発展のために行うべき計画を記しているが、直接的に英語教育に言及したものではない。英語に関しては、他にも第336期（2002年12月）に大臣の言葉として「英語は間違いなくわが国の言語に次ぐ第2言語であるが、だからと言って優位とすべきではない」というのが見られる。但し、ここでは、英語の重要性を訴えはしたが偏重については自らけん制したとみてよいだろう。

1980年代後半以降、台湾社会の言語状況としては、「国語」独尊から多様な言語の尊重に向かう中で、「本土語言」「郷土語言」教育と同時に英語教育が重視されるようになったと考えられる。それは、2000年に公布された『国民小中学校九年一貫暫定実施學習指導要領（國民中小學九年一貫課程暫行綱要）』で「郷土語言」と「英語」の教育が同時にカリキュラムに取り入れられたことから明らかである。例えば、2003年8月に刊行された『屏東県政府公報』第1929期を見ると、屏東県には7月16日に「英語教育推進委員会」が、そして8月1日には「国

民小中学校郷土教育推進委員会」が設置されたと書かれている。そもそも教育部に「英語教育推進委員会（英語教育推行委員會）」「英語推進委員会（英語推行委員會）」ができるなど、21世紀初頭の台湾の言語政策においては、国内に対しては固有の言語尊重の姿勢を示し、一方で、対外的視点からは英語重視の方向性を生み出したのである。「郷土言語」「国家言語」の地位確立は英語重視、英語教育促進とセットであったと言ってよいであろう。

そして、これと同様のことが、2018年「国家言語発展法」制定の背景にもあるのである。

「国家言語発展法」成立までの経緯については、管轄する行政院文化部で草案が通過し、立法院での審議に入ることを知らせるニュースと共に発表された資料の中に、簡潔にまとめられた年表がある²¹⁾。それを見ると、2016年からは立法委員（国会議員）が相次いで立法院（国会）に「国家言語（平等）発展法」の草案を提出し、翌2017年の2月から6月にかけて、文化部は各方面の意見を徴集したり、公聴会・座談会・諮問会議を計13回開くなどした。その後「国家言語発展法」の草案がまとめられ、同年7月3日に公告した。8月から10月にかけては草案の内容の再検討と関連する法令の整備が進められ、10月6日には行政院に送られて11月15日には行政院での審査も終えた。そうして2018年12月25日に可決、成立した。

こうした流れと同時に、2018年に進展したのがバイリンガル国家（「雙語國家」）計画である。2018年9月19日に頼清徳行政院長（内閣総理大臣）が2030年の国家目標として掲げた。2018年12月6日の国家発展委員会のニュース記事には次のように「2030年バイリンガル国家政策発展青書（2030雙語國家政策發展藍圖）」が紹介されている²²⁾。

国家発展委員会が企画した未来構想の内容は、「国民の英語力向上」と「国際競争力の強化」という二大政策目標からなる。（中略）バイリンガル国家政策の推進と同時に母語文化の推進も同じく重要であることから、母語教育の着実な促進をけっして抑圧するものではない。

その4日後の12月10日、「2030年バイリンガル国家政策発展青書」は「院授發綜字第1070802190號」として正式に発表された。「バイリンガル政策と母語文化の発展は合わせて配慮する」として、「台湾の未来は多様な民族と言語からなる国家であろうから、母語の多様な発展とバイリンガル政策は並行して行い、母語教育の着実な促進はけっして抑圧するものではない」と重ねて明確にした。

政府は、次代に向けて国際競争力を高めるには英語が必要だと考えているのであろうが、英語の強力な推進を打ち出すことは、かつて国民党政権が「国語」を「日本語」から「中国語」（「華語」「北京語」）に置き換えたように、今度は「英語」に置き換えようとしていると警戒感を持たれる可能性がある。そこで、英語の推進は台湾の人々の母語、すなわち「国家言語」の推進とけっして競合するものではないことを繰り返し述べたのである。

これまで見てきたように、台湾では人々の母語が国家の言語政策として重視される時には、同時に、国際性・国際競争力などの観点から英語（教育）の推進が打ち出されているのである。国民の言語を軽視するわけではないが、政府は中華人民共和国との関係性などから「国家」の存続には常に危機感を持っており、そのため、台湾で生まれた民進党の政権下であっても、母語政策と同時に、国際性を持つ言語の推進計画を有する必要があるのである。

7. まとめに代えて

2018年に成立した「国家言語発展法」は、台湾が歴史的に長く言語的多様性を有する社会であったこと、さらには、そうした言語状況をいかに解決するかを模索してきた歴史から生まれた一つの集大成と言えるものである。20世紀末からは、台湾が中華人民共和国とは異なる社会であることをアピールすると同時に国際社会での地位向上のためには、母語の尊重と並行して英語の（準）公用語化も進めなければならない状況であったことも、言語法制定の動きとその背景を考察することで明らかにできた。台湾の言語政策の連続性とも言えるものであろう。

今後の課題として指摘しておきたいことは、「国家言語発展法」が現在台湾で増加している「新住民」と呼ばれる移民の言語について規定しなかったことに関連する。そもそも「国家語言」とは何かを明示しなかったのは、「Q&A」によれば、エスニックグループの命名権に配慮し、また、将来にわたって保障の対象となる「国家語言」が拡大する可能性を残したがゆえである、という。さらには、現在、台湾社会で増加する新住民語を含めなかったのは、「世界各国の言語政策を総合的にみても（中略）移民言語を本国の国家言語に定めていることはまれです」として、新住民語は移民言語とされるからだとした。但し、本法制定と同時に学校教育では「国家言語」に加えて「新住民言語」の教育も始まっている。そこで、次には、「十二年国民基本教育」カリキュラムの中の「国家言語」「新住民言語」の教育と「国家言語発展法」との相関について検討を行いたいと考えている。

参考資料 「国家言語発展法」日本語訳²³⁾

第1条

国家の多元文化を尊重する精神を尊重し、国家言語の伝承、復興、及び発展を促進するため、特に本法を制定する。

国家言語の伝承、復興、および発展は、他の法律が定めるものを除き、本法の規定に依る。

第2条

本法の管轄機関は、中央では文化部、直轄市では直轄市政府、県（市）においては県（市）政府を指す。

本法が規定する事項は、その他の機関と業務責任において関係する場合、当該機関は互いに協力しなければならない。必要に応じて中央の管轄機関を通じて行政院に報告し、協調するものとする。

第3条

本法で国家言語とされるのは、台湾固有の各エスニックグループが使用する自然言語と台湾手話である。

第4条

国家言語は一律に平等で、国民が国家言語を使用するのに差別や制限を受けてはならない。

第5条

中央の管轄機関は定期的に国家言語発展会議を開き、国家言語の発展についての事項を検討、協調しなければならない。

第6条

中央の管轄機関及び中央の目的事業管轄機関は、責任をもって所管する機関を指定し、国家言語と関連する業務を推し進めることができる。

直轄市、県（市）の管轄機関は責任をもって所管する機関を指定し、国家言語と関連する業務を推し進めることができる。

第7条

伝承の危機に直面する国家言語に対しては、政府は優先して伝承、復興及び発展などの特別な保障となる以下のような措置を推し進めなければならない。

- 一、調査メカニズムとデータベースの構築。
- 二、教育資源と研究発展の整備。
- 三、公共サービスのリソース強化と円滑な使用環境の造成。
- 四、マスメディア事業と各種の通信メディアサービスの普及。
- 五、その他、伝承の危機に直面する国家言語の発展促進。

第8条

政府は定期的に国家言語の発展について調査報告し、国家言語のデータベースを構築しなければならない。

中央の目的事業管轄機関は中央の管轄機関と共同で標準化した国家言語の書記システムを制定しなければならない。

第9条

中央の教育管轄機関、及び、直轄市、県（市）の管轄機関は学齢前の幼児が国家言語を学習する機会を保障しなければならない。

中央の教育管轄機関は国民基本教育の各段階で国家言語を教育部指定カリキュラムに取り入れなければならない。学校教育はそのために各国家言語を使用することができる。

中央の教育管轄機関は、大学、大学院、研究機関が国家言語に関するカリキュラムを開設し、関連した学術研究を進めることを奨励しなければならない。

中央の目的事業管轄機関及び直轄市、県（市）の管轄機関は、国家言語の教育学習教材、書籍、オンライン学習などの関連したリソースをできる限り完備しなければならない。

第10条

中央の教育管轄機関は、国家言語の教師を養成し、直轄市、県（市）の管轄機関は原則的に専任として招聘雇用するようにしなければならない。

国家言語の教師養成と招聘雇用の方法については、中央の教育管轄機関が中央の目的事業管轄機関と共同で制定する。

第11条

国民が政府機関の行政、立法、司法の手続きを行う際には、選択した国家言語を使用することができる。

政府機関は、必要な場合には各国家言語間の通訳サービスを提供し、合わせて、各国家言語の通訳人材を積極的に養成しなければならない。

第12条

直轄市、県（市）の管轄機関は所轄のエスニックグループで集まった要求に鑑み、当該地方の立法機関が議決を経て、特定の国家言語を地域の共通語の一つに指定し、合わせて使

用を保障する事項を制定することができる。

第13条

国家言語の文化多様性が明らかになるよう、政府は、多様な国家言語による出版物、映画、ラジオ・テレビ番組、及び各種の通信メディアサービスを出版、制作、放映するようにしなければならない。

政府の助成を受けてメディアに携わる財団法人は、国家言語による多様なサービスを提供しなければならない。合わせて、国家言語によるラジオ・テレビの専門チャンネルと各種の通信メディアサービスを設立することができる。

第14条

政府は法人及び民間団体が国家言語を普及推進するのを補助、奨励することができる。

第15条

中央の目的事業管轄機構は各国家言語の能力認証を行わなければならない。

中央の目的事業管轄機構が前項の認証を行うのに徴収しなければならない費用は、必要な場合には不徴収、減額、後日納付とすることができる。

第16条

国民に適切なサービスを提供するために、中央及び地方の公務員採用においては、業務での需要に鑑み、国家言語能力の証明を資格条件として付け加えることができる。

第17条

本法の施行細則は中央の管轄機関がこれを定める。

第18条

本法は、第9条第2項は12年国民基本教育学習指導要領総則が国民小学、国民中学、高等学校1年生から実施されて3年で施行すると規定されている以外は、公布日から施行する。

注・文献

- 1) 「国家言語発展法」は2018年12月に立法院で可決、成立していることから、題目を含め、本稿では2018年に成立したものとして扱う。
- 2) 本稿では台湾を「国家」として論じる。「国家」として論じる理由は、台湾にある政権が中華人民共和国とは異なる独自の憲法および法令に基づいて境内の地域と人々を統治し、また、諸外国が国交締結の有無とは関係なく実質的に「国家」に対するものと同様の外交関係を築いていることによる。
- 3) 藤井（宮西）（2003a）、同（2003b）、同（2003c）、藤井（2007a）、同（2007b）などがある。
- 4) 甲斐（2013）6頁。
- 5) 「語文法」については、菅野（2012）206-212頁に詳しい。
- 6) 中川（2009）110-124頁。
- 7) 施正鋒（2005）「研訂『客家語言發展法草案』」
<http://faculty.ndhu.edu.tw/~cfshih/book/20051231.html>（最終閲覧日：2021年5月10日）。
- 8) 2007年に行政院から発表された新「国家言語發展法（國家語言發展法）草案」の条文は、かつては行政院のサイトで見ることができた（<http://www.ey.gov.tw/public/Attachment/75251544971.pdf>）。筆者が当時保存し、手元に持つ資料は「立法院陳明真委員會辦公提供」と書かれた全9条からなるものである。

- 9) 施 (2005) によれば、旧「国家言語發展法」(2003年版)の草案が凍結されてしまったのは2004年総統選挙の影響もあるという。施(2005)「陸、国内語言、政治、經濟及社会環境的支持程度」を参照。
- 10) 筆者が日本語に訳したものを資料として本稿末尾に掲載している。
- 11) 言語政策として発表されるが、実質的な動きが見られなかったり、宣言のみで終わったりする状態を指している。砂野(2002)の中で「ナイジェリアの社会言語学者アヨ・バンボシエがナイジェリア政府の言語政策を批判するために用いた言葉」として紹介されている。
- 12) https://www.moc.gov.tw/content_275.html 参照。(最終閲覧日:2021年5月10日)
- 13) https://www.moc.gov.tw/jp/content_177.html (日本語版サイト「Q&A」)の問い(二)を参照。(最終閲覧日:2021年5月10日)
- 14) 藤井(2007a)ではこの箇所について誤りがあった。藤井(宮西)(2003b)では正しく「共同語言」としていたが、2007a(71頁)では『「国家語言(国の言語)」という言葉を用いて「国語」を位置づけた」と述べ、「国家語言」という言葉が出現したように取り上げた。本稿をもって当該箇所を修正し、謝罪をしたい。なお、本修正は2007aの論考自体を大きく傷つけるものではないことから、2007aは今後も本分野において学術的役割を果たしうると考える。
- 15) 教育部編(1996)『第六次中華民國教育年鑑』(下冊)1856頁。
- 16) 部長とは教育部部長のことで、日本で言えば文部科学大臣を指す。
- 17) “Mandarin”とは「北京官話」を指す。また、中国清朝時代の官吏や役人を指す単語としても用いられることから、“Chinese”よりも規範性の強い標準中国語をも意味する。中華民國・台湾で用いられてきた「国語」は、規範性を重んじた言語であることから、“Chinese”よりも“Mandarin”の方が訳語として適していると考ええる。
- 18) 「国語」か「華語」かについては、2003年国語推行委員会主任委員である鄭良偉が、国語推行委員会が「国語」から「華語」へと名称変更した理由について述べた。さらに、名称変更根強い反対があることにも言及しているが、この点は検討すべき問題が提示されただけで分析は行われていない。(鄭良偉(2003)「華語及台語之語言名稱的誤會及誤導」www.taiwannation.org.tw/republic/rep31-40/no31_16.htm 2003.5.8)(最終閲覧日:2021年5月9日。但し、現在はこれが2003年に発表されたものかどうかはサイトからは不明である。)
- 19) 学校教育と関連した「国語」「華語」という名称の議論については、林(2014)、同(2018)に詳しい。
- 20) 「挑戰2008:國家發展重點計劃」10項目の「1. E世代の人材養成計劃((一)E世代人才培育計劃)」には、国際化された環境の整備として、英語検定試験の推進や海外留学の喚起などが記されている。
<http://ws.ndc.gov.tw/Download.ashx?u=LzAwMS9hZG1pbmlzdHJhdG9yLzEwL1JlbEZpbGUvNTU2Ni80MzQ0LzAwMDE1NjhfMS5wZGY%3D&n=44CM5oyR5oiwMjAwOO%2B8muWci%2BWutueZvOWxlemHjem7nuioiOeVq%2BOAjeaouiojue4veiqquaYji5wZGY%3D&icon=.pdf> (最終閲覧日:2021年5月9日)。
- 21) 立法院 本院新聞「行政院會通過「國家語言發展法」草案」日期:107-01-04
相關檔案 文化部懶人包 PPT
<https://www.ey.gov.tw/Page/9277F759E41CCD91/4f5456b5-47a1-4036-8389-64ce8610b7aa> (最終閲覧日:2021年5月9日)。
- 22) 行政院國家發展委員會 新聞稿(2018年12月6日) <https://ws.ndc.gov.tw/Download.ashx?u=LzAwMS9hZG1pbmlzdHJhdG9yLzEwL3JlbGZpbGUvMC8xMjE2Ny9jMjM0OTFhZi02NDc2LTRIYTctYTA1Yy1hYmRkZmY2NTk5YTQucGRm&n=MTA3MTIwNiDmlrDogZ7nqL8ucGRm&icon=.pdf>
- 23) 日本語訳は筆者による。

- 甲斐ますみ (2013) 『台湾における国語としての日本語習得—台湾人の言語習得と言語保持、そしてその他の植民地との比較から』 ひつじ書房
- 教育部編 (1996) 『第六次中華民国教育年鑑』 (上冊) (下冊)
- 菅野敦志 (2012) 『台湾の言語と文字 「国語」・「方言」・「文字改革」』 勁草書房
- 砂野幸稔 (2002) 「セネガル政府の言語政策の推移：1960年—from 2001年まで」 『熊本県立大学 文学部紀要』 8-2, 99-114
- 谷口龍子 (2005) 「台湾における「郷土言語」教育とその問題—「國民中小學九年一貫課程」(2001)を中心に—」 『ICU 比較文化』 37, 65-86
- 中川仁 (2009) 『戦後台湾の言語政策—北京語同化政策と多言語主義』 東方書店
- 藤井 (宮西) 久美子 (2003a) 『近現代中国における言語政策』 三元社
- (2003b) 「B-4 現代中国・台湾の言語政策—言語法の観点から」 『2001 大阪研究大会 多言語社会研究会 年報 1 号』 多言語社会研究会事務局, 125-146
- (2003c) 「台湾における言語政策の土着化—『国語推行辦法』から『語言平等法』へ—」 第 24 回多言語社会研究会 (2003.9.27 日仏会館開催) レジュメ
- 藤井久美子 (2007a) 「1990 年代以降の台湾における言語政策の転換—『教育部公報』の分析を主として—」 『宮崎大学教育文化学部紀要 人文科学』 16, 67-80
- (2007b) 「21 世紀台湾社会における言語法制定の意図」 『宮崎大学教育文化学部紀要 人文科学』 17, 1-10
- 林初梅 (2014) 「〈華〉という概念のもつ意味合い—台湾小中学校言語教育をめぐる〈華語〉〈国語〉論争からみて—」 『Osaka University Forum on China Discussion Papers in Contemporary China Studies』 No.2014-3
- (2018) 「国語と母語のはざま—多言語社会台湾におけるアイデンティティの葛藤—」 『Language and Linguistics in Oceania』 Vol.10, 1-20